

企業倒産時の賃金債権の確保

——中国における未払賃金立替払制度の契機として——

尹 景 春

序

企業の倒産時に、労働債権をはじめとする各種債権債務関係を規律するのが倒産法制である。しかしながら、担保債権を含む様々な債権が複雑に入り組んでおり、労働債権の弁済が十分に確保されないのも現実である。そのため、多くの国々は特別法を制定し、企業倒産時に労働者への未払賃金の保護を図ろうとしている。中国では、経済体制の改革開放政策の実施に伴い、中国企業破産法（試行）が1988年から施行された⁽¹⁾。

しかし、その一方で、この破産法は条文の不具合もあり、当時の中国の社会状況に合わず、十分機能しなかった。それを補うために、中国国有企業破産を中心に中国政府が特別政策と措置を立てて、行政が主導して国有企業の破産を支援してきた⁽²⁾。そして、この二十数年にわたる実務や理論研究の成果を踏ま

(1) 中国企業破産法の成立過程、規定などについては、加藤寛昭「中国における破産制度—企業破産法をめぐって」愛知大学国際問題研究所紀要84号（1987）、上原一慶『中国の経済改革と開放政策—開放体制下の社会主義』（青木書店、1988）、季衛東「法律試行の法反省メカニズム—中国の破産制度の導入過程を素材として」民商101巻2-4号（1989-1990）、田中信行「中国破産法の成立過程」社会科学研究44巻5号（1993）などがある。なお、企業破産法制の現状と課題については、季衛東「中国倒産制度の現状」神戸法学雑誌50巻2号（2000）、拙稿「中国における企業破産法制の現状と課題—経済改革との関連を中心として—（上）、（下）」際商29巻9、10号（2001）などがある。

え、さらに十年の歳月をかけて破産法改正についてのさらなる検討や修正が行われた結果、2006年になってようやく新しい企業破産法が採択され、翌年に実施された⁽³⁾。しかしながら、2008年に金融危機の波が押し寄せ、中国沿海部を中心とした多くの企業が経営破綻に陥り、労働債権の弁済をめぐる様々な事件が起こった。しかも、新破産法だけでは労働債権の弁済をめぐる問題を解決するには十分ではないことがわかった。そして、破産法以外に、中国にはまだ労働債権を保護するための特別法はまだ整備されていないのである。

今日の中国において、労働債権の弁済をめぐる問題は突出しており、すでに地域社会の安定を揺るがす大きな問題となりつつある。このような状況の下で、本稿では、企業破産手続における賃金債権の処遇を、法の改正の軌跡に辿って明らかにする。次に、中国のある地方で行われている破産法以外の未払賃金立替払制度を紹介する。さらに、日本法をはじめ、諸外国の関連法制との比較を検討した上で、賃金債権の支払確保に関する法制の立法問題を論じる事にする。なお、中国の労働債権には賃金債権や医療保険料債権、社会保険料債権、補償金などが含まれているが、紙幅の関係により、本稿においては、主として賃金債権のみを扱うことにする。

第1章 中国破産手続における賃金債権の確保

1. 旧破産法手続における賃金債権の処遇

計画経済体制下での旧社会主義中国では、長年にわたって企業倒産制度が存

(2) 拙稿・前掲注(1)「中国における企業破産法制の現状と課題—経済改革との関連を中心として—(下)」1231頁以下、拙稿「中国の企業破産手続における賃金債権問題に関する一考察」早稲田商学同攻会・文化論集24号(2004)75頁以下参照。

(3) 桜井孝一ほか「中国における新破産法立法への動き—新破産法草案を中心として」早稲田大学比較法学31巻2号(1998)、金春「中国の2006年新企業倒産法立法について—主な内容の紹介と条文の翻訳」民商135巻4・5号(2007)879頁以下。なお、中国の倒産制度について、体系的な研究者書として、金春『中国の倒産制度における労働者の地位・処遇—日本法との比較を中心として』(商事法務, 2007)を参照されたい。

在していなかった。企業は、利益が出れば、国に上納し、損失が出た場合は、国の財政から補助金が下り、補填していた。企業側はすべてを国の計画に基づいて生産し、製品を提供するだけで、経営責任は一切負わない。たとえ生産した製品が人々のニーズに合わなくなり、大量在庫を抱えてしまったとしても、または原料が調達できなくなり、工場が停止して、瀕死状況に陥ったとしても、工場の所管行政担当部門が工場間の合併や整理整頓を行い、従業員の再配置を行う。その結果、工場の閉鎖が行われるが、倒産は起きない。そして、従業員には配属される次の職場での仕事が保障されるため、未払賃金が発生することなどは決してなかった。しかし、一方で、一旦採用された労働者は罪でも犯さない限りは、仕事の出来具合とは関係なく、全員にほぼ同じぐらいの低い賃金や年金が死ぬまで支払われ続ける。この体制によって、労働者の働く意欲が失われ、工場の生産性が低下し、技術革新が立ち遅れ、国内産業は疲弊した結果、国全体がひどい経済状況に陥ってしまったのである。

この状況に終止符を打ったのが1978年頃に始まった経済改革開放である。そして、労働者に直接関係あるのが「中国企業破産法（試行）」の制定と実施である。

企業破産法は1986年に採択され、1988年11月から施行された。当初、企業破産法（以下「旧破産法」と略す）の実施により中国社会の「悪平等」の諸現象が消え去り、企業の経済活性化にもつながると期待され、30万件以上の企業倒産までもが予測された。しかしながら、実際には、長い間に毎年数十件、数百件の倒産が確認されたただけである。このような状況を引き起こした様々な要因の中に、当時の中国に社会保障制度がほとんど整備されていなかったことと、賃金債権などが立法者の予測通りに弁済されなかったことも含まれる。

旧破産手続における各種債権の優先順位は次のようになる。

① 抵当権等の被担保債権

② 破産費用（破産宣告後の賃金債権、破産管財委員会の費用などの共益債権）

- ③賃金債権など
- ④租税債権
- ⑤一般債権

賃金債権は上述のように第3順位であるため、担保付債権が弁済された後では残存財産がほとんど残されなく、弁済されないことが明らかである。旧企業破産法によれば、国家は破産企業の労働者の再配置と彼らの再就職前の基本的生活を保障すると定めているが、実際には1990年代の移行経済体制に入ってから、計画経済体制の時に行われてきた政府関係部署による労働者の再配置が完全にできなくなった。その一方で、労働者の生活保障のための救済財源は十分には確保されず、社会保障制度がまだ完備されていないのである。こうした状況の中で、国有企業の3割を占める破綻企業に破産宣告をすれば、数千万人の労働者が突然に無職者となり、社会に大混乱を引き起こしかねないことは明白である。旧企業破産法の施行は、以上のような経緯で挫折してしまったといえる。

その一方で、経済改革が進むにつれて、ますます多くの企業が激しい競争にさらされ、淘汰されていった。破綻企業は破産宣告の申立ができず、操業停止のまま放置され、労働者も生計を図るために、ほかの事業場でのアルバイトをせざるを得なかった。そして、放置された企業側が労働者に対して支払わなければならない賃金が未払いのまま、増えていく一方であったのである。このような状況は中国各地に起こり、ついに経済の秩序を乱す大きな社会問題となり、次第に経済改革自体にも影響を及ぼしていった。そこで、中国政府は1994年ごろに、特別の政策措置を発表し、「計画破産」を導入したのである。

2. 計画破産手続における賃金債権の処遇

計画破産は國務院の「若干の都市における国有企業破産の試行に関する問題についての通達」（国発〔1994〕59号、以下「59号通達」と略す）の発表を境

にして始まった⁽⁴⁾。「59号通達」の適用範囲は、最初こそ18の改革試行対象都市の国有工業企業に限られていたが、1996年から58の都市、1997年から111の都市と、その後中央政府と地方政府の破産計画に従って、適用都市と業種が拡大されていった。さらに、非適用都市と企業でも、「59号通達」の適用が禁止されているにも関わらず、実際は広い範囲で準用されていた。その原因は債権の弁済順位について、「59号通達」が企業破産法とは根本的に異なっているからである。上述したように、企業破産手続においては、第1弁済順位は抵当権付土地使用権などの被担保債権であるに対して、「59号通達」とその後に公布された一連の「通達」の規定では、まずこの優先順位を否定し、抵当権付土地使用権などを換価して得た所得は、破産企業の労働者の賃金債権の弁済や再配置に最優先して用いることが定められているのである。さらに「59号通達」などの政策のもうひとつの重要な内容としては、政府の再配置事業に頼らず、自ら国有企業労働者の身分を放棄して再就職を求める者に、当該都市前年度平均賃金の3倍に相当する「配置費」を、土地使用権などの売却金から支給されると定めている点あげられる。後にこの「配置費」は企業倒産などの事由により、労働契約の解約、中止にともなって被る損害を賠償する「経済補償金」として、法的地位を確定していくことになる。

計画破産手続における各種債権の優先順位は次のようになる。

- ①破産費用（破産宣告後の賃金債権、破産管財委員会の費用などの共益債権）
- ②賃金債権など（再配置費用、補償金含む）
- ③租税債権
- ④一般債権（抵当権等の被担保債権含む）

このように、計画破産の適用企業の労働債権の弁済は中央と地方政府によって完全に保障されるようになった。しかし、その一方で、非適用企業の労働債

(4) 計画破産については、拙稿・前掲注(2)「中国の企業破産手続における賃金債権問題に関する一考察」に詳しい。

権は依然として旧破産法の規律により処遇され、両者間の不平等問題が次第に突出して目につくようになった。そして、土地使用権などの担保目的物の売却代金は労働債権の弁済に充てられる結果となり、銀行などの担保債権者は大きな損失を被った。それを補填するため、中央政府と地方政府は毎年巨額の公的資金の出動を余儀なくされたのである。

このような政府側による強力な財政的支援があったにもかかわらず、後に、中国史上、未払賃金の発生が最も多い時期を迎えることになる。1992年の賃金債権者数は162万8,000人であった。その後は毎年拡大し続けており、1997年にはついに1千万人の大台を超えたのである。また、全国の正規賃金労働者に対する未払賃金債権者が占める割合は年々増えている。1998年以来、毎年正規雇用労働人口の12%以上の労働者が、1年のうち1か月以上の賃金が支払われていない。その結果、未払賃金額は毎年300億元台で推移しており、最も厳しい年の1998年には、全国の9,296億5,000万元賃金総額のうち、4.7%に相当する441億9,000万元の賃金が支払われていなかった⁽⁵⁾。

2000年以降は、未払賃金者数と未払賃金額の統計数字は公表されなくなった。しかしながら、これは決してこの問題が解決されたというわけではない。むしろ、次のような断片的な資料から未払賃金の問題が一層深刻になったと推測することが可能である。例えば、2006年6月まで、11の省で統合整理、計画破産された国有企業だけでも、未払賃金額は20億5,000万元であるとの統計があった⁽⁶⁾。また、中国労働・社会保障部によれば、2005年から2007年7月までの間、全国の正規賃金労働者への未払い賃金総額は660億9,800万元に上った⁽⁷⁾。

(5) 各年度「中国工会統計年鑑」による。

(6) 「11省市拖欠国企職工工資20多億」『中国青年報』2007年3月13日 http://zqb.cyol.com/content/2007-03/13/content_1697066.htm。

3. 新破産法手続における賃金債権の処遇

計画破産が国有大中型企業を中心に進められたと同時に、旧破産法の改正作業も行われた。最初の改正作業は1994年に始まり、そして、十数年の歳月をかけ、紆余曲折を経たのち、2006年8月27日新企業破産法がようやく第10期中国全国人民代表会議において採択され、2007年6月1日から施行された。

新破産手続における各種債権の優先順位は次のようになる。

- ① 抵当権等の被担保債権
- ② 破産費用（破産宣告後の賃金債権、破産管財委員会の費用などの共益債権）
- ③ 賃金債権、補償金など
- ④ 租税債権
- ⑤ 一般債権

この優先順位は旧法とほぼ同じではあるが、第3順位に賃金債権と同格の補償金を追加したことが重要な意味を持っているのであると注意すべきである。

一方で、特定の国有大型企業の倒産処理については、一定の期間において「計画破産」、すなわち先述の「59号」などの規定によって、行われることが定められ（新法133条）、賃金債権と補償金の全額弁済は政府によって引き続き保証された。

しかしながら、新破産法が施行されてから、中国の企業破産処理件数は依然として極めて少なく、破産法制があまり機能していないことが最近の資料で明らかになった。1998年から2008年までの十年間の間に、中国全国各地の裁判所で受理した破産申請件数は全部で64,311件であり、新破産法が実施された2007

(7) 中国労働・社会保障部弁公室尹成基副主任によると、未払賃金660億9800万元のうち、43%に相当する283億8,100万元が弁済された。法制網「05年至今年7月 中国已解決拖欠工資283.81億元」http://www.legaldaily.com.cn/2007fycj/2007-10/22/content_723175.htm。一方で、出稼ぎの農民工への2003年までの未払い賃金337億元は2006年末に弁済されたとの報告もあった。吳邦国「全国多数省份基本解決職工工資歷史拖欠問題」法制網http://www.legaldaily.com.cn/0705/2008-03/08/content_811141.htm。

年には僅か3,817件であった⁽⁸⁾。さらに、2008年には2,955件にまで減った⁽⁹⁾。諸外国と比べ、中国の企業倒産処理は極めて異常な状況に置かれることについて、中国最高裁判所の奚曉明副最高裁判長も「企業破産申請が年一万件を下ることは決して正常とは思えない」と新破産法の運用状況に関する困惑の態を認めた⁽¹⁰⁾。

さらに、下記のような企業破綻事件が起きた場合、現行法では、対応ができなく、労働債権債務関係を解決するのに対して、現行破産法制の限界が浮上してきた。

4. 倒産事例からみる現行破産手続における賃金債権確保の限界

先述のように、2008年に一年間破産宣告申立件数は2,955件であった。しかしながら一方で、はるかに多くの企業が破綻しているのが現状である。例えば、2008年に広東省の輸出加工型企業だけでも約五千の企業が倒産した⁽¹¹⁾。しかし統計では2008年、広東省の破産宣告申立件数は153件しかなかった。そこから、全国の情勢をみれば、少なくとも年間十数万件以上の倒産件数があると推測できる。すなわち、中国では、十数万若しくは数十万件に上るほとんどの企業破綻は法的手続を経ずに、任意整理で処理されている。そして、任意整理の場合、労働債権は全く弁済されていないため、労働者にとっては非常に酷である。そのような中で、次のような注目される事例もある。

アメリカ発の金融危機の影響で、2008年10月に香港証券取引所に上場した佐

(8) 「最高院啓動破産法司法解釈」中国法律信息网 <http://www.ndyc.gov.cn/printpage.htm>。

(9) 「思源智囊」<http://www.caosy.com>。

(10) 前掲注(8)「最高院啓動破産法司法解釈」による。なお、帝国データバンクによると、同じ2007年には日本では負債額1,000万円以上の企業倒産件数は10,959件となっている。そして、フランスでは2003年一年間だけの申立件数は62,515件に上り、中国の約9、10倍の倍率で法的手続きによって企業倒産処理を行っている。小梁吉章『フランス倒産法』（信山社、2005）6頁以下参照。

(11) 『広州日報』2009年3月7日。また、2008年1月から10月までの間に、15,661の中小企業が倒産したとの報道もある。「新華社」2008年12月21日。前掲注(9)「思源智囊」参照。

威国際控股有限公司（洋服チェーン店経営）、金至尊珠宝（宝石チェーン店経営）などの大型企業が相次いで倒産した。そして、同取引所の上場企業である玩具生産の合俊集団が10月16日に香港最高法院に対し、清算手続の申請を行い、広東省東莞市樟木頭鎮に進出した「合俊玩具廠」「俊領玩具廠」を突然閉鎖した。それを受け、「合俊玩具廠」「俊領玩具廠」の従業員約7,000人が16日、17日に樟木頭鎮政府に集合し、未払賃金の支払を求めた。本来ならば、本件は現行破産法に依拠して処理を進めるべきであるが、前述したように、賃金債権は弁済順位が抵当権などの担保権に劣るため、十分弁済されることはない。しかも破産手続に従って処理すれば相当な時間がかかる。また、当該企業は東莞市に形成されている労働集約型の工業地帯の多くの単純加工企業と同様に、抵当権付の目的物をほとんど持っていない。さらに、鎮政府の前に集まった地方から出稼ぎに来た7,000人の労働者たちどのような行動にでるのか全く予測がつかなかった。このような緊迫した事態の深刻さを受けて、鎮政府は中央政府及び広東省政府の指示を受けつつ、労働者たちに20日までに未払賃金を全額立替で支払うことを約束し、事態沈静を図った。立替払賃金額は「合俊玩具廠」の従業員に700万元、「俊領玩具廠」の従業員1,700万元、合計2,400万元にも上った⁽¹²⁾。鎮政府は約束のとおり、立替払を済ませ、労働者の再就職などの手配も斡旋したりし、懸命に問題解消に努めた。こうした鎮政府の努力によって、事態はスムーズに沈静化した。

今回の事例からは、まず次のような重要な点が明らかになった。すなわち、中国の現代社会においては、企業破綻、破産処理にあたり、社会の安定性を図る必要性がますます高まっており、労働者の基本生活を保護するために、破産手続以外に新たな法律の創設が急遽必要となっているということである⁽¹³⁾。

(12) 「港企倒閉沖擊珠三角 合俊破産是場“陰謀”？」南方都市報網絡版 http://news.southcn.com/gdnews/nanyuedadi/content/2008-10/20/content_4657030.htm 参照。

第2章 破産法以外の賃金債権の確保に関する地方立法の現状

前述のように、新破産法だけでは賃金債権の確保が十分にできないことが明らかになった。そして、中国には破産法制以外には賃金確保のための法整備がまだされていない。前章4で取り上げた「合俊」のように、突然の事実上の企業倒産による賃金債権債務の処理に対応できるのは、中国では深圳市と上海市の地方だけである。そこで、本章では、深圳・上海市の未払賃金立替払事業に関する立法経緯およびその主な内容を取り上げることにする⁽¹⁴⁾。

1. 深圳の場合

(1) 経緯

1990年代後半には、中国の経済政策の取り締まりが厳しくなり、その後起きたアジア金融危機の影響もあってか、広東省などの沿海地域の多くの企業は経営不振に陥り、賃金未払の件数が急増していた。特に深圳市においては、香港、台湾系の外資零細企業のオーナー達が従業員の賃金を未払のまま、借りていた工場の建物や廉価な設備を放棄して、夜逃げするという現象が多発していたのである。いかにして労働者の利益を保護できるか、またどのような手続を経れば、労働債権を弁済できるかが、当時の深圳市政府関係者にとって大きな課題であった。しかしその一方で、中国国内に参考できる制度もなければ、専門家や専門書さえなかった。そこで、深圳市政府労働関係部署のスタッフが隣の大都市である香港を訪れた。そして、彼らは香港の「破産欠薪条例」を参考にし、深圳経済特別区に限って「深圳経済特区企業欠薪保障条例」という、中

(13) 実際には、広東省はじめ、多くの関係部署や関係者から賃金債権の支払い確保に関する法整備を早急に行うべきとの意見が出された。また、実際に今回の事件で、政府の代替的措施に「納税者に不公平」との批判が目立った。これはむしろ鎮政府の行為に法律根拠が見当たらないとの批判であることと解すべきである。

(14) 中国における立法権などについて、小口彦太ほか『現代中国法』（成文堂、2004）30頁以下。

国大陸で初めての未払賃金立替払関係法規を制定したのである⁽¹⁵⁾。

「深圳経済特区企業欠薪保障条例」は、1996年10月29日深圳市第2期人民代表大会常務委員会第11回会議において採択され、1997年1月1日から施行された。当該法規は2008年4月1日、深圳市第4期人民代表大会常務委員会第18回会議において改正され、同年6月1日から施行された（以下「新条例」と略す）。

(2) 現行「深圳経済特区企業欠薪保障条例」の特徴

「新条例」は第1章総則、第2章立替払機構、第3章未払賃金保障基金、第4章未払賃金の立替払、第5章立替の請求、第6章に法的責任、第7章に附則等、全部で35条から成り立っている。

新条例は旧条例と比べ、次のような特徴を持っている。

第1に、適用対象事業主と対象労働者を拡大した。旧条例では適用対象は企業と労働関係を結んでいる人員のみに限られていたが（旧2条）、新条例では適用対象を企業、その他の経済組織及び民営非企業組織と労働関係を持つ人員に改正した。但し、個人経営者は対象外となっている（新4条）。この改正により、適用対象者は一気に拡大した。特に、民営学校のような非営利法人に拡大したことについては意味が大きい。

第2に、非適用範囲を明確にした。旧条例では適用対象は企業と労働関係を持つ人員となり、経営者などについては一切特段の説明や定めがないので、意見の相互が残されていた。しかし、一方で、新条例は第16条において「次の人員の未払賃金の立替払申請を受理せぬ」と定めている。

- ①未払賃金の職場の法定代表者または主要たる責任者。
- ②前項人員の近親親族。
- ③職場（会社）の株を20万元超える金額で所持するもの。
- ④未払発生直前3か月の平均月収は前年度本市従業員平均月収3倍を超える

(15) 深圳労働保障網「労働立法敢於創新在全国引起較大反響」<http://www.shenzhen.molss.gov.cn/Web/Article/2008/10/06/1419297767C2332>.

もの。

この改正により、新条例では非適用対象者の範囲が明確となった。つまり、経営者、その親族及び一定の金額を越える株の所持者と高所得者などは対象者から除外されるわけである。

第3に、未払賃金の立替払請求書などの書類の審査期間を短くした。旧条例では申請受理の日から審査・決定までの期間は20日とされていた（旧18条）。しかし新条例はこれを10日までに大幅に短縮した。労働者生活の救済の緊急性や労働者の再就職、移動などを考慮しての労働者のための改正と評価したい。

第4に、再申請を可能にした。新条例は申請について新たな項目を追加した。これによって、対抗できない事由によって、立替払の決定を受けてから所定期間中に立替払を受けていないときには、当該対抗要因が解除した後15日以内に再び関係者が申請を行うことができるようになったのである（新21条）。

第5に、立替金を増額した。旧条例では未払賃金の立替申請日前の6か月の未払賃金は立替払ができるとされ（旧14条3項）、立替払ができる上限額も設けている。それは深圳市労働者年間平均賃金の20%を超えない金額と上限されている（旧15条）。例えば、未払賃金は月3,300円で、6か月分とする場合、未払賃金総額が $3,300 \times 6 = 19,800$ 元ではあるが、第15条の上限額を適用すると、実際立替払できるのが、 $3,233$ （前年度2007年月平均賃金） $\times 12 \times 20\% = 7,759$ 元である。一方で、新条例では最大で6か月分の未払賃金の立替払申請が可能であることは旧法と変わらないが、前年度年平均賃金の20%を超えない上限額を前年度月平均賃金の60%まで吊り上げた。つまり、例えば、上記の2007年の月平均賃金額の $3,233 \times 60\% = 1,939.8$ 元が立替払でき、最大6か月分で $1,939.8 \times 6 = 11,638.8$ 元の立替払額となる。実際に新条例に基づいて立替払できる金額は旧条例より、約50%も大幅にアップされたのである。

第6に、原資の財源を明確にした。旧条例では原資の財源については、立替払保険金及びその利息の収入と財政補助金のほか、立替払保険基金の投資によ

る収益も含まれていた（旧8条）。しかし、新条例では「保険基金の投資による収益」という項目が削除された。これは金融商品の投資による損失を避けるための措置であると考えられる。また、基金使用における不正防止の措置であるとも思われる。実際には、上海市では2006年社会保障基金の乱用による汚職事件が発覚し、中国社会、また政界にも大きな衝撃を与えた。改正後の新条例は保険基金が国債購入に限られ、これは最大限の元本保証の確保措置であるといえる。

第7に、厳しい罰則が詳細に定められ、法的責任が明確にされた。不正受給については、旧条例では、偽りその他不正の行為により立替払金の支給を受けたときは、立替払金額の2倍の額の納付金を罰せられる（旧25条）。犯罪になるものは、刑事責任を問われることになる。一方で、新条例では、立替払金額の3倍の額の納付金を罰せられるほか、刑事責任を問われることになる（新30条）。さらに、賃金未払企業の代表者または主たる責任者で隠匿・逃避したものに立替払金額の25%に相当する額の納付金を罰せられることを新たに定めた（新28条）。

深圳市は中国経済体制改革の「実験畑」とみなされ、中国大陸においては市場経済の発展がもっとも早い地域でもある。未払賃金立替払保障制度の創設は労働債権の保護の試みだけではなく、中国の他の地域の地方立法に経験とモデルを提供しているともいえる。また、中国における法システムの完備に直結する大きな意味も有しているのである。

当該制度の利用件数は2007年に、前年度より3割増え、44件であった。立替払金額は1,235万元であり、立替払を受けた労働者は4,523人であって、それぞれ2006年よりも、84%と39%増加した。そして、2008年の1月から6月までの間、立替払件数は27件に上がり、立替払金額も（1,028万元）、立替払を受けた労働者も（3,465人）2007年よりもさらに増えた⁽¹⁶⁾。

2. 上海の場合

(1) 経緯と改正の軌跡

上海市政府は、深圳市と異なり、そもそも小企業の発展を促進するために、「上海市人民政府關於促進本市小企業發展的決定」に基づき、1999年11月25日に、「上海市小企業欠薪基金試行弁法」（滬発 [1999] 43号）を發布し、2000年1月1日から実施された。

当該「試行弁法」は全部で20条から構成されている。主な内容は次のようになっている。

①立替払制度の対象

立替払制度の対象となるのは、本保障制度に参加し、保障金を納入している小企業事業主である。

②保険金額

保険金額は一企業につき、前年度上海市在職労働者平均月収入の60%の額とされた。

③立替払される賃金の範囲

未払賃金と企業側が未納の社会保険金。

④立替払額の計算

立替払できる金額は労働者最低賃金額の6か月分を超えない範囲である。

⑤申請者

申請者は主に清算管財人、強制執行手続に入った企業である。企業法定代表者が隠蔽などにより、不在の場合のみ労働者によって申請ができる。

⑥立替払事業の管理部署の構成

上海市小企業欠薪基金委員会は立替払事業の管轄・協調機構である。該当委員会は上海市促進小企業發展協調弁公室、市財政局、市工商行政管理局、市労

(16) 「深圳上半年墊付欠薪逾千万」<http://www.chinahrexpo.com/Html/Article/2008/08/67020080818084603.shtml>。

働・社会保障局，市総工会，市工商联合会，小企業代表などで構成される。そのうち，工商行政管理局は委員会の委託を受け，企業から立替払保険金を徴収する。労働・社会保障局は未払賃金の立替払の申請の受理，支払，代位取得した賃金請求権の行使などを行う。

上海市政府は2000年8月8日に，さらに，「關於本市小企業欠薪保障金収繳の実施意見」（滬府發「2000」38号）を發し，43号において次のような，これまで不明瞭とされていた内容を明確にした。

第1に，対象企業を明確にした。43号「試行弁法」では対象企業は小企業に指定したが，小企業の定義を示せずに，「国家と本市の基準による」（3条）にとどめた。一方で，38号では，対象となる企業は300人以下の小企業と明文化した。

第2に，43号「試行弁法」で決められた一律の上納保険金額を，企業の労働者人数に合わせて，次のように細かく規定をし直した。つまり既存の企業のうち，労働者数が100以下の企業が60%，200人以下の企業が80%，200人以上の企業が前年度上海市労働者平均月収入の額を保険金として支払う。さらに，一事業主あたり最大でも300人を超えてはいけないとされる。また，優遇策として，新設立企業は保険金の30%に相当する金額だけを支払うことができるようになった。

第3に，保険金の徴収部署は工商行政管理局から労働・社会保障局に変わった。

さらに，2003年4月28日に，上海市政府促進小企業發展協調弁公室，市労働・社会保障局，財政局三者連名で，「上海市小企業欠薪保障金収繳及使用實施細則」（「滬勞保関發（2003）27号」）を發し，上述43号や38号の条文をより一層明確にしたうえで，保険金の徴収を強化していく。

その結果，2005年末までに，上海市に欠薪保障金制度に参加した企業は8万

社に上り、従業員150万人が利用対象となった。2005年一年間の立替払金額は約1,000万元であった⁽¹⁷⁾。

上述のように2000年に最初の「試行弁法」が実施されてから、僅か三年のうちに二回にわたり、修正が行われたことが条文上の欠陥や実務上経験不足を十分に表していると思われる。しかしながら、このような試験的な実務運用が着実に行われ、正式な法律や法令の制定に向かっでの重要なステップとなったともいえるだろう。そして、実際には、2003年から実務運用を踏まえ、ついに、2007年に上海市政府法令の形で、新たな「上海市企業欠薪保障金筹集和墊付的若干規定」（上海市人民政府令第72号）を公布したのである。

(2) 上海市新法令

「上海市企業欠薪保障金筹集和墊付的若干規定」は2007年6月21日に公布され、10月1日から実施される。「規定」は第1章総則、第2章管理機構、第3章徴収、第4章申請と立替払、第5章代位請求、第6章法的責任、第7章附則、7章29条によって構成される。この「規定」の公布及び実施に合わせ、上海市労働社会保障局が2007年9月27日に「關於貫徹執行《上海市企業欠薪保障金筹集和墊付的若干規定》的实施意見（試行）」（「滬勞保関発（2007）51号」）を出した。

43号「試行弁法」と一連の実施意見、細則と比べて、新法令には次の特徴を挙げることができる。

第1に、適用企業を拡大した。1999年当初の「上海市小企業欠薪基金試行弁法」（43号）での対象は小企業とし、「実施意見」（38号）では300人以下の企業に限定した。2007年の新法令「上海市企業欠薪保障金筹集和墊付的若干規定」では、すべての企業に適用すると定めた（新3条）。これで、はじめて深圳市のように上海市でも企業の規模と所有制とは関係なく、未払賃金の立替払制度

(17) 人民網「上海：小企業欠薪 保障金墊付」<http://politics.people.com.cn/GB/14562/4064706.html>。

保険金を納付したすべての企業が適用対象となる。一方では、個人経営者については、特別の定めがなく、深圳市のように立替払制度の対象とならないと解すべきであろう。

第2に、申請者を企業などから労働者に変更した。旧試行弁法などでは、申請者及び給付金を受ける対象は主に企業などに指定されていたが、新法令では労働者個人中心に変えられた。

第3に、申請者の範囲を限定した。旧試行弁法では申請者が労働者である場合について、特段の定めはなかった。しかし、新法令は申請人の資格の制限において、次の人員に対する未払賃金の立替払を行わないと定めている（新14条）。

第1項 未払賃金の企業の法定代表者または経営者。

第2項 前項人員と共同生活している近親親族。

第3項 未払賃金の企業の株を10%以上所有するもの。

第4項 月給が本市職工（職員、労働者）の平均月収の3倍を超えるもの。

第5項 未払賃金累計総額が200元未満のもの。

この改正により、深圳市と同様に上海市でも経営者、その親族及び一定の株の所持者と高所得者などは対象者から除外される。しかし、株や月給の所持時間については明確に定めていない。

第4に、保険金を徴収する機関を社会保険金事務所に指定した。これにより、未払賃金立替払事業のすべての業務を労働社会保障局が取り扱うこととなった。

第5に、保険金額を定額にした。旧試行弁法では、保険金制度に参加する企業の規模によって、納付する保険金金額は変わるとなっていたが、新法令では一律に前年度最低賃金額と、同額と定められた。

第3章 日本の賃確法との比較検討

前述のように深圳市と上海市が積極的に賃金債権の確保を取り込む一方で、中央政府関係部署からも倒産法の改正に伴って、賃金債権確保の政策策定や立法のための準備作業にのりだした。本章では、これらの動きを紹介し、未払賃金の立替払制度の主な内容について、深圳・上海の規定を日本法と比較して分析を行う。

1. 政策策定の動向

2005年に、中国銀行が「企業破産欠薪保障基金」制度の設立を提案した。これに対して、国務院法制弁公室、全人代財政経済委員会は各関係部署を集め、論証や調整を行ったが、残念ながら結論には至らなかった⁽¹⁸⁾。しかし、国務院発展研究センターなどの研究グループは労働債権と担保債権の弁済順位に関する意見勧告報告書の中で、企業倒産時の賃金保障基金制度の創設や企業倒産で未払賃金などによって生活困窮に陥った労働者は、政府が救済すべきとの提案をまとめた⁽¹⁹⁾。

2008年に入ってから、世界金融危機を契機に、中国各地に未払賃金の立替払制度の創設の必要性が訴えられ、社会の関心と立法の機運が高まってきている⁽²⁰⁾。そして、実際に、広東省のような沿海地域地方政府はすでに未払賃金立替払制度設置の検討に着手した⁽²¹⁾。立法にあたっては、前述の意見勧告報告書

(18) 鐘鞍鋼「肯定物権優先於債権 全総建議企業破産法中設計欠薪制度」『法制日報』2006年2月6日。

(19) 李国強ほか「關於確立破産財産清償中労働債権有限優先原則的建議」、馬洪ほか『2006版中国發展研究—中国發展研究中心研究報告選』（中国發展出版社、2006）182頁以下。

(20) 特に、東莞市のような特に中小企業が集中している地域から未払賃金立替払制度を設立すべきであるとの要望が高い。深圳市政協委員会「東莞市政協委員建議：建保障基金應對企業欠薪逃匿」http://www.szzx.gov.cn/news/gdzx/200902/t20090201_466401.htm。

(21) 南方網「広東学深圳酝酿欠薪保障基金運作模式—變欠薪為事後政府買單為事前預防」杭州政府網（2008年12月5日）<http://www.hangzhou.gov.cn/main/tszf/dywj/T271046.shtml>。

にも指摘されていたように、外国法及びその運用を多いに参考すべきと考えられている。実際には深圳が2007年に法改正を行ったときにも、日本法をはじめ諸外国の法律を参考にしたといわれている⁽²²⁾。

2 主な内容の検討—日本賃確法との比較

1973年頃の石油危機以降、経済の不況に伴い、日本では企業倒産が増加し、賃金未払件数が急増した。そして、企業の倒産などによる不払賃金の救済制度の確立が早急の課題となった。このような状況をうけて、労働省は労働基準法研究会の調査研究報告書を検討したうえで、最終的に中央労働基準審議会の答申に基づいて「賃金の支払の確保等に関する法律案」をとりまとめ、国会へ提出した。同法律案は、1976年5月に衆参両院において可決され、5月27日に公布された⁽²³⁾。

日本の「賃金の支払の確保等に関する法律」に、中国深圳、上海両地方の条例・法令を照らし合わせてみると、多くの類似した点を発見することができ、すでに中国全国の法律の創設の礎になりつつあることが明らかになっている。そこで、以下では、立替払制度の主な内容における深圳、上海、日本三者の各規定について、比較検討を行うことにする。

(1) 立替払の要件及び対象となる事業主

まず、表1で示したように、立替払申立の事由は深圳、上海、日本の三者とも、法律上の倒産のほか、事実上の倒産も認めているのである。次に、対象となる事業主は、日本では教育、研究、医療などの事業にも及んでおり、事業主は法人でも、個人でも制度の対象となれる。これに対して、上海が保険金を支

(22) 2008年3月に関係者のインタビューで明らかになった。

(23) 賃確法の制定経緯及び内容については、渡辺章「賃金の支払の確保等に関する法律」別冊・法学セミナー労働基準法（第3版、1990）331頁以下、五十畑 明『賃金支払確保法の解説』（労務行政研究所、1996年）25頁以下。なお、この制度の問題点についての指摘は、霜島甲一「賃金債権の確保と破産法」ジュリスト608号（1976）36頁以下。

表1. 事業主の要件

	深 圳	上 海	日 本
対 象	個人商工事業主を除く、すべての企業及び非経済的組織	未払賃金立替払事業の保険金の納付義務を果たした企業	労災保険の適用事業の事業主、かつ一年以上事業を実施
要 件	①法律上の破産 ②事実上の倒産（企業の代表者及び主たる責任者の隠匿と逃避）	①法律上の破産（未払賃金の事実確認が必要） ②事実上の倒産（企業の経営者の隠匿、逃避などの原因による営業停止。労働関係部門の未払賃金の事実確認が必要）	①法律上の倒産 ②事実上の倒産（中小企業事業主のみ、労働基準監督署長の認定が必要）
本制度に事業主の保険金納付	必要 400元	必要 最低賃金の月賃額	不要（労災保険料によって賄われる）

払った企業に限る一方で、深圳が企業以外の非営利組織までに広がっている。民営学校や幼稚園も対象となった深圳の条例は中国では画期的なものと思われ、今後の中国における未払賃金立替払法制度の設立に大きな影響を与えることになるとの予測が可能である。また、三者とも、制度そのものは強制的な保険制度の性質を有しているため、適用事業主であれば、保険金を払わなくても、立替払制度の利用が可能であると考えられる。したがって、深圳、上海のように保険金の納付状況が立替払の実施を左右していることにも、また検討の余地があると思われる。

(2) 立替払適用対象の要件

表2で示したように、ここではまず、労働者の定義が重要な意味を持つことがわかった。日本法では、対象となる労働者は、労働基準法第8条、第9条に依拠して雇用関係をもつ者とされ、深圳でも雇用関係が申立の要件であることが解される。しかし、これに関しては、上海の法令では定められていない。一

方で、立替払制度が利用できないものについては、まず、事業主の経営者については、三者とも立替えができないとしている。日本の場合、企業の代表者または事業主体との関係において使用従属の関係に立たない者が立替払制度を利用できないとなっているが、深圳と上海では経営者と同居する近親者にまで立替えができないとされている。次に、個人事業主（オーナー）については、日本も深圳も申請ができないとされ、上海も同様に解すべきである。そして、「高所得者」については、日本と中国で見解が分かれ、日本では同業種の他社より異様に高い給料が支払われた者も立替払制度の利用ができないとされるが、深圳と上海の場合、判断基準は平均月収とし、労働者の所得は平均月収の3倍を超える者は立替払制度が利用できないとし、さらに一定額の株式の所持者も利用できないとされる。また、三者とも少額の未払賃金は未払賃金立替払制度の対象とはならないと規定している。

表2. 労働者の要件

	深 圳	上 海	日 本
利用できる者	労働者（事業主と労働関係を結んだ者）	企業の労働者	労働者（労働基準法第8条、第9条による）
利用できない者	①法人の代表者又は主たる責任者 ②前項の者と同居の近親族（配偶者及び父母、兄弟、祖父母、孫） ③20万円に相当する当該企業株式の所持者 ④未払発生直前の3ヶ月の平均月収が深圳特別区労働者の平均月収の3倍を超える人 ⑤未払賃金総額が200元未満の人	①法人の代表者又は経営者 ②前項の者と同居の近親族（配偶者及び父母、兄弟、祖父母、孫） ③当該企業株式10%以上の所持者 ④月収は上海市労働者平均月収の3倍を超える人 ⑤未払賃金総額が200元未満の人	①会社又は法人の登記簿に役員として登記されていた（業務執行権のある）人 ②同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人 ③未払賃金総額が2万円未満の人

(3) 立替払の対象となる賃金などの範囲

表3に示したように、未払賃金の立替払範囲は深圳では、「賃金」のみとし、日本法では「定期賃金」と「退職手当」が立替払の対象となっている。これに対して、上海では「賃金」のほか、労働契約の解除、終了による発生する「補償金」を対象とする条文が明確に定められている。これは2007年に施行される新しい中国労働契約法に合致するものであり、今後中国全国の賃金確保法制立法に向かって未払賃金立替払範囲の拡大を示唆するものであると考えられる。このことは日本法においても、意義のある示唆を示していると思われる⁽²⁴⁾。年齢による日本の独特な未払賃金総額の限度額と立替払の上限額が制定される一方で、中国にも諸外国にはほとんど見られない前年度最低賃金額（上海）、前年度平均賃金額（深圳）が基準額として定められている。

表3. 立替払範囲

	深 圳	上 海	日 本
未払賃金の種類	賃金	賃金 補償金	「定期賃金」と「退職手当」
未払賃金総額の限度額	未払賃金の6か月分	未払賃金の6か月分	45歳以上：370万円 30歳以上45歳未満：220万円 30歳未満：110万円
立替払の上限額	平均賃金額の6割（×6か月）	最低月賃基準額（×6か月）	45歳以上：296万円 30歳以上45歳未満：176万円 30歳未満：88万円

(4) 立替払申立期間など

まず、立替払申立期間などについて、表4に示したように日本は事実確認ができてから2年間以内であることに対して、深圳市と上海市はいずれも30日し

⁽²⁴⁾ 解雇予告手当が賃確法の対象にならないことは問題点と視された。塚原英治「企業倒産と労働法」日本労働法学会誌98号（2001）137頁以下。

か設定されていない。当然、上海のように、賃金未払の事実が証明されるまでに、一定の時間が労働者側に与えられると考えられるが、中国沿海部の出稼ぎ労働市場の極めて速い流動性を考慮しても、賃金確保のための最後の手段としては、深圳と上海の規定における立替払申立期間があまりに短すぎるのである。しかしながら一方では、深圳市も上海市も、立替払決定期間は立替払申立を受理してから、10日以内に定めている。日本の場合、申請してから支給を受けるまで、大体6か月がかかるという現情を考えると、上海と深圳の法定期間が短く定められたため、立替払が迅速に行われるという点は、極めて優れた設定であることがわかる⁽²⁵⁾。

表4. 立替払申立期間など

	深 圳	上 海	日 本
立替払申請期間	①破産手続き開始の申立日又は②事実上の破産（法人代表者などの隠匿、逃避）がわかった又はわかるべき日から30日以内。	原則的に、未払賃金を証明できる書類を取得した日から30日以内。	①破産手続き開始の決定または②労働基準監督署長の倒産の認定日の翌日から起算して2年以内。
事実上の倒産の認定の申請期間			退職した日の翌日から起算して6か月以内。
申請を受理期間	3日以内。		
立替払の決定期間	受理した日から10日以内。	受理した日から10日以内。	
立替払金の受給期間	原則的に、立替払の決定を受け取った日から15日以内。		

(25) 賃確法の実務については、前掲注②塚原英治「企業倒産と労働法」137頁以下。

(5) 罰則

偽りその他不正の行為により、弁済を受けた場合、深圳、上海、日本の三者ともに返還を求めることができる。さらに、深圳では不正行為により、弁済を受けた場合、その弁済額の3倍に相当する罰金が課される。また、不正行為により立替払金の支給を受けたときは、三者とも刑事責任を問われることになる。罰則については、表5に示したように、総じていえば、上海の罰則が最も少なく、逆に深圳は最も細かく、重い。特に立ち入り、検査、調査を拒み、妨害などをした者には1万元以下の罰金が課され、中国の行政罰則としては非常に高い金額の罰則となる。その一方で、労働者は事業主に法律などに違反する事実があることを労働監督部門に申告したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをした事業主に対して、日本は6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金を処すると明確に定められている。しかしながら、これに対して、深圳と上海は明文化されておらず、今後の立法には導入すべきであろう。

表5. 不正行為などへの罰則

	深 圳	上 海	日 本
不正行為（受給）	返還 返還額の3倍の罰金	返還	返還 10万円以下の罰金
経営者が隠蔽と逃走	立替金額の25%に相当する罰金		
保険金不納事業主	2千円の罰金	1千元以上3千元以下の罰金	
立ち入り、検査、調査を拒み、妨害などをした者	2千元以上1万元以下の罰金		10万円以下の罰金
労働者に不利益な取り扱いをした事業主			6か月以下の懲役 又は10万円以下の罰金

第4章 若干の考察

前章において、深圳・上海と日本との比較検討をした結果、深圳・上海両地方の条例と法令はすでに中国全土における未払賃金の立替払法制度の礎となっているという結論が得られた。本章では、今後予想される中国における未払賃金の立替払法制の立法課題について、下記のような問題点を検討した上で、提言を行いたい。

(1) 立替払の適用対象の要件

日本では、立替払制度の適用対象は、労災保険の適用事業に雇用されている労働者であり、その根拠条文は労働基準法第9条である。そして、事業主については、法人、個人の事業を問わず、ほとんどの事業が含まれる。しかし、深圳と上海の各規定では労働者の法的概念について根拠となる条文が示されておらず、適用対象の事業主については大きなズレが生じている。上海法令は立替払適用事業主を企業のみに限るとしている。他方、深圳の条例は事業主に非経済組織まで拡充させてはいるのは画期的なことではあるが、個人商工事業主を除外している。そのため、深圳では、個人事業主に雇用されている者は立替払を受けることができない。また、上海では、企業以外の組織に雇用されているすべての労働者は立替払を受けることができない状態となっている。両者のこのズレは、前述のように、深圳の条例と上海法令の制定当時の状況と改正の事由などと関連している一方で、中国における労働者の法的概念自体の不明確さにも関係がある。実際、事業種類と労働者については中国の労働関係法に日本の労働基準法第8条や第9条のような詳細な定めはなく、労働者の定義自体が長年の間にわたって曖昧なままにされていた経緯がある。他方、2007年に公布された中国労働契約法では、すでに今後の立替払制度の適用対象が明確にされている。すなわち、本法第1章総則では、「企業、個人経済組織、民間非企業事業主などの組織は労働者と労働関係を結び…（中略）本法律に適用する」（2

条)と定められ、さらに「国家機関、事業、社会团体並びに、これらの事業と労働関係を結ぶ労働者が…(中略)本法律に基づいて執行する」(2条2項)とも定められている。この定めを根拠条文とするのであれば、上海と深圳の各規定は明らかに現行中国労働契約法に抵触している。したがって、未払賃金立替払制度においても、適用できる事業主と労働者を双方明確に定めなければならない。すなわち、適用対象は経済組織及び非経済組織などと、これらの組織と労働契約を結ぶ者、または雇用されている者と解すべきであり、個人事業主に雇用されている者も労働者として立替払を受けられるように、今後の立法の際定めるべきである。その一方で、立替払制度が乱用されないようにするために、立替払を受けることができない者についても、明確に定める必要がある。日本の労働基準法第8条のただし書「同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない」のような明文の規定も参考にされるべきであろう。

(2) 多額株式保有者の取り扱い

一定の株式を所持する者は立替えができないという制限は、日本の賃確法をはじめ、諸外国法には見られなく、中国独自の規定である。深圳の条例では、20万元に相当する当該企業株の保有者、上海法令では、当該企業株の持ち株率10%以上の保有者は立替えができないといずれも規制されている。これについて、大いに検討する余地があると思われるが、中国での法律制定の複雑さと困難さが改めて浮き彫りにされているように思われる。多額株式保有者を立替対象者から除外する立法者の意図には二つの可能性を推測できる。

まず、多額株式の所持者は労働者ではないという仮定である。たしかに1970年代まで、改革開放前の旧社会主義である毛沢東時代の中国では、株取引は労働せず利益を得ることができる資本主義の産物とされ、長く禁止されていた⁽²⁶⁾。しかし、改革が進むにつれ、1987年に上海と深圳に証券取引所が開設され、株式市場が誕生し、労働者をはじめ中国の民衆の多くは株式保有者となっ

ていく。そして1992年に、中国に社会主義市場経済体制の導入が決定され、イデオロギーの面においても株取引が「資本主義の束縛」から完全に放された。そのため、一定の金額を超える株式保有者は、現代中国の労働者から除外される理由がないし、ましてや、20万元という金額を境にして労働者と非労働者を分けるには無理がある。

次に、多額株式保有者にはもともとそれなりの配当があり、救済に値しないという仮定、又は多額株式保有者は高所得者に等しいという仮定についてである。確かに、企業収益のよい時期には株主に配分が入る。しかし、入った配分は出資した額への利益返還であり、決してその時の株式保有者本人が付した労働の代価ではない。未払賃金払制度で問題となったのは未払労働代価である賃金のみであり、その労働者の保有株式に及ぶのは合理性に欠けているし、また、株式の金銭の多寡によって立替払が適用される対象者を区別することに無理がある。むしろ、株式保有者の出資によって、企業の経済活動が可能となり、従業員が生計を立てることを可能としてきたのであり、決して否定するものではないのである。そして、20万元の査定方法及び査定時間についても、何も定められていないため、会社設立時の査定なのか、会社の収益最高時の時価総額からの査定なのか、または倒産寸前時の査定なのかによって、かなりの不確定要素が存在するといえる。さらに、企業が倒産に陥ったときに、株の時価額が暴落し、紙屑に帰すことさえも有り得るので、多額株式保有者が高所得者であるという想定は合理性がないと考えられる。

(3) 立替払賃金の範囲と高所得者の取り扱い

立替払賃金の範囲について、特に労働契約の解消にともなう損害賠償についての規定は諸外国の法律によって異なる。日本では、労働契約の解約について、

26 「価値は労働（とりわけ肉体労働）から生まれるもので、金が金を生むのは資本主義の本質だ」との考え方は、株式市場だけではなく、預金利子を含む中国の金融システムや金融政策にも絶対的影響が及んでいた。詳細については、小島麗逸『現代中国の経済』（岩波新書、1997）122頁以下。

様々の議論があるが、民法をはじめ、現行法制においては、契約解除に対する損害賠償請求権は認められていない。しかしながら一方で、近年のオーストラリアの法改正は中国の立法に大きな示唆を与えている。

オーストラリアでは、2001年起きたオーストラリア第2位の航空会社であるアンセット航空（AAA）の倒産処理をきっかけとして、労働者債権支援制度（Employee Entitlement Support Scheme: EESS）の代わりに、新たに一般労働者債権補償制度（General Employee Entitlements and Redundancy Scheme: GEERS）を創設し、企業倒産時の未払の労働債権の保護を強化した。EESSは最大4週間分の未払賃金などの労働債権を、20,000豪ドルを限度として労働者に支払うものであった。GEERSの補償対象となる労働債権には未払賃金の全額、年次有給休暇と長期勤続休暇の権利に基づいて生じた債権の全額、解雇予告手当全額、そして最高8週間の剰員解雇手当（地域基準による）などが含まれる。給付額算定の基礎となる年間所得の上限を75,200豪ドルとし、それ以上の所得がある労働者もGEERSの適用を受けられ、GEERS給付金が支払われる²⁷⁾。法律改正が行われた2001年当時のオーストラリアの法定最低賃金額は週413.4豪ドルであったことに、いかにGEERS制度が労働債権の保護において拡充され、重要であるかが明らかである。そしてこの制度の導入により、労働債権者の9割以上が未払賃金や手当の全額を保障されることとなるという²⁸⁾。

当然、この改正は同国の経済、労働、政治などの情勢に基づいて行われたものではあるが、中国の立法の際に次の2点について参考すべきであろうと考えられる。

まず、契約解除にともなう補償金の支払などについてである。中国労働契約

27) さらにこの所得上限額は毎年物価スライドするとした。厚生労働省『2001年－2002年の海外情勢』<http://www.mhlw.go.jp> 参照。

28) 「海外労働時報・オーストラリア2001年12月」厚生労働省 http://www.jil.go.jp/jil/kaigaitopic/2001_12/australiaP02.html 参照。

法には企業の破産などの事由によって労働契約が終了された場合、労働者に補償金を支払わなければならないという規定が存在する（労46条）。また、上海の法令は未払賃金の定義について、未払賃金とは企業が支払わなければならない賃金で、且つ、未払となっているもの、並びに、労働契約を解除、終了したときに支払わなければならない経済補償金で、未払になっているものである（2条）と規定しており、今後中国の未払賃金立替払法制立法の際には GEERS 制度と同様に立替払範囲には補償金が含まれると考えられる。補償金のほか、年次有給休暇と長期勤続休暇の権利に基づいて生じた債権などについては、深圳と上海の現行法には規定していないので、今後検討すべき点であろう。

次に、高所得者の利用制限についてである。オーストラリア法では年間所得の上限の75,200豪ドルを超える高所得者は上限額の所得者と見なされ、GEERS の適用を受けられる。中国の現状を考えれば、GEERS 制度のように、無制限に高所得者も立替払できること難しいであろう。しかし、立替払要件となる所得基準については今後の中国法の立法の際に検討すべきである。深圳、上海の現行法には、多額株式保有者のほか、一定の収入を超える者も立替えができないとされている。深圳では、未払発生直前の3か月の平均月収額が前年度当該市の月平均収入の3倍（以下「3倍原則」とする）を超える賃金労働者の未払賃金立替払申請を受理しないと定まっている（16条4項）。上海も同様な規定をしている。しかし、中国では、業種によって収入の格差が大きく広がっているのが現実である。2005年の統計をみると、全国の平均賃金が18,364元であるのに対して、IT業種の平均賃金はすでにその2.2倍の40,558元に達している。また、地方では異業種間の格差がさらに拡大する傾向がある。2005年の北京市の平均賃金が34,191元であるのに対して、金融業の平均賃金は市の平均賃金の2.71倍に達し、海南省のIT産業の平均賃金は当該省の平均賃金の3.1倍を超えている⁽²⁹⁾。仮にこの「3倍原則」に従えば、北京と海南の一部産業の労働者のほとんどが立替払制度を利用できなくなることになる。現行法のように全業種

の平均賃金での高所得者の設定は社会公平性を損なう恐れがあり、同じ業種での賃金状況を参考にする必要があるのであろう。

(4) 立替払上限額

深圳と上海の規定では、立替払上限額が設けられている。上限額は深圳では平均月賃6か月分の6割とされ、上海は最低賃金額の6か月分と設定されている。中国の各年度の統計資料を見れば、各地の最低賃金額は大体その地方の平均賃金額の2、3割程度であることがわかる。そして表6の仮のケースが示すように、現行法では最低賃金を基準額とする上海では賠償金を含む立替払範囲は広いが、実際に立替えができるのはむしろ深圳よりも少ない。

仮のケース：Aが深圳で、Bが上海で十年間働いた製造業の企業がそれぞれ2008年1月に倒産した。Aは賃金債権12,000元（月賃4,000×3か月）を、Bは12,000元賃金債権（月賃4,000×3か月）と40,000元の補償金債権、合わせて52,000元の労働債権を有することとする。しかし、表6に示したように、最終的にAは5,820元の立替払がなされ、Bは5,040元の立替払がなされる。すなわち、Aは賃金債権の48.5%が立替払が可能となるのに対して、Bは賃金債権の42%、または補償金を含む労働債権総額の9.7%だけが立替払が可能となるのである。

このケースでは、上海市のように最低基準賃金額を立替払上限額にすることは労働者にとって非常に不利益であることが明らかで、立法の際には、変えるべきである。また、もし、深圳も補償金を立替払の対象とすると、実際には11,638元の立替払が可能となる。すなわち、労働債権総額の22.4%が立替払を受けることになる。他方、現行法の深圳の平均賃金額の6割という上限額は諸外国法に比して低く設定されており、なおも引き上げる余地があるといえる。

(29) 『中国労働和社会保障年鑑2006』（中国労働社会保障出版社、2007）542-543頁による。

表6. 仮のケース：上限額の比較

深 圳		上 海	
Aの未払賃金 総額	賃金：12,000元 (4,000元×3か月)	Bの未払賃金総額	賃金：12,000元 (4,000×3か月) 解雇補償金：40,000元 (4,000×1か月×10年) <hr/> 総額：52,000元
Aの未払賃金 総額の限度額	12,000元 (未払賃金×3か 月。現行法では最大 で未払賃金の6か月 分可能。)	Bの未払賃金総額の 限度額	24,000元 (未払賃金×6か月。現 行法では最大で未払い賃 金の6か月分可能。)
Aの立替払の 上限額	5,819元 (平均月賃の6割× 3か月。最大で6か 月分可能。)	Bの立替払の上限額	5040元 (最低賃金額×6か月。 最大で6か月分可能。)

注：2007年平均月賃額は、深圳：3,233元、上海：3,143元。

2007年最低賃金額は、深圳：850元、上海：840元。

結語

中国の現状で、特に、現行の破産法制度において賃金債権の処遇は決して満足できる状態ではなく、一層の優遇、法改正や関連法制の立法が必要不可欠であることが明らかになった。具体的には、賃金債権の確保の強化策として、現行破産法の改正、未払賃金立替払法制の新たな立法という二つの設定案が考えられる。

破産法の改正については、破産法制における賃金債権の弁済順位を変え、求償の格上げをし、労働債権の弁済を充実させるという方法が考えられる。この場合、近年改正された日本の倒産法制が大いに参考されるべきである⁽³⁰⁾。日本法の今回の改正では、長年の検討の成果を踏まえ、未払賃金債権の一部が財団

債権に格上げされた。中国法では、賃金債権の一部を破産債権者が共同して負担する、あるいは、さらに、フランス破産法のように、担保債権者より一定範囲の賃金債権を優先弁済できるように改正する方法が考えられる。すなわち、担保権弁済の制限も視野にいれつつ、破産法制を体系的に見直しするということである。

しかし、中国の現状をみれば、現段階での破産法改正は厳しいであろうと思われる。出来上がったばかりの法律を性急な改正すべきではない。それに、たとえ改正する方向に決まったとしても、改正作業は複雑で相当な議論と時間が必要となる。しかも、日本の実際の実務運用から見ても、例えば、特に小規模な会社倒産のケースでよく見られるように、賃金債権を財団債権部分と優先的破産債権部分とを正確かつ確に分けることは非常に難しく、運用上では様々な問題があると明らかになっている⁽³¹⁾。

したがって、目下のところ考えることができるのが未払賃金立替払制度の創設である。これは中国においては「焦眉の急」である上に、世界潮流の流れにも合致している。近年世界的に見ても、賃金債権については、多くの国々が特別の保護を与え、その充実化と強化を図っていることが明らかになっている⁽³²⁾。

ドイツ、日本、フランス、イギリス、オーストラリア、オーストリアなどの諸外国のほとんどが1970年代に未払賃金の立替払制度が創設され、運用が行われた。そしてアメリカの一部の州にも未払賃金の立替払事業が行われている。さらに、EUにおいては、2001年に欧州委員会は使用者の破産の場合の労働者

(30) 日本破産法の改正について、最高裁判所事務総局民事局監修『倒産法制改正関係資料』（法曹会、1999）、福永有利ほか「倒産法実体法改正のあり方を探る」別冊 NBL 69号（2002）、「破産法等の見直しに関する中間試案と解説」別冊 NBL 74号（2002）、「破産法改正と倒産実体法の見直し」ジュリスト1273号（2004）などがある。

(31) 伊藤眞ほか「新破産法の基本構造と実務」ジュリスト増刊号（2007）339頁以下〔田原発言〕。

(32) 諸外国における労働債権の保護については、「労働債権の保護に関する研究会報告書」労働法律旬報1503号（2001）57頁以下、有田謙司「倒産時における労働債権の保護－先進諸国のスタンダード－」世界の労働51巻3号（2001）34頁、6号52頁、11号12頁以下。

の保護に関する指令の改正案を公表し、2002年に欧州議会の修正案を受け入れ、保護の強化をしていく方向に進んでいる³³⁾。また、日本でも未払賃金の立替払制度を充実して、従業員の生活保護を強化すべきとの指摘もある³⁴⁾。

本稿のはじめや本文中にも触れたように、中国においては未払賃金を巡っての労働争議や抗議行動が多発し、今や社会の治安を揺るがす深刻な社会問題となっている。「和諧（調和）社会」を目指す中国政府には、この立法課題を早急全力に取り込む必要がある。したがって、日本をはじめ、オーストラリア、ドイツ、フランスなど諸外国の関連法制、運用状況と問題点を参考にした上で、一刻も早く中国の現状に適する充実した法制を創設することが労働者権利の保護のためだけでなく、中国の法制度の整備に重要なアプローチにもなる。そして、何よりも政治的にも社会を安定させるための最重要課題であることに違いないのである。

33) 本修正案に未払賃金の対象に、加盟国の国内法に従い、雇用の終了に伴って支払われるべき解雇手当も含まれることを明確にされた。厚生労働省『2001年-2002年の海外情勢』<http://www.mhlw.go.jp>。なお、当該「指令」について、濱口桂一郎「EUの企業倒産時の労働者保護指令の動向」世界の労働52巻2号（2002）16頁以下。

34) 前掲注33)伊藤眞ほか「新破産法の基本構造と実務」341頁以下〔山本発言〕。なお、賃確法の問題点について、木川裕一郎「雇用者の倒産と賃金債権の保護—賃確法の再構築に向けて—」新堂幸司先生古希祝賀『民事訴訟法理論の新たな構築（下巻）』（有斐閣、2001）495頁以下。